

東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正後	改正前
○東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 平成27年3月13日東京都板橋区条例第21号 改正 平成28年10月21日東京都板橋区条例第45号 東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 （趣旨） 第1条 略 （基本方針） 第2条 略 2 センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び職員の員数） 第3条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算す	○東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 平成27年3月13日東京都板橋区条例第21号 改正 平成28年10月21日東京都板橋区条例第45号 東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 （趣旨） 第1条 略 （基本方針） 第2条 略 2 センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び職員の員数） 第3条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

改正後	改正前																
る方法をいう。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。	(1)～(3) 略 (新設)																
3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="174 938 1066 1436"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="1176 938 2067 1436"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																

改正後	改正前												
付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 付 則（平成28年10月21日東京都板橋区条例第45号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <th>主任介護支援専門員研修の修了時</th><th>読み替える字句</th></tr> <tr> <td>平成23年度までに修了した者</td><td>平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td></tr> <tr> <td>平成24年度及び平成25年度に修了した者</td><td>平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td></tr> </table> 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句	平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに	平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに	付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 付 則（平成28年10月21日東京都板橋区条例第45号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <th>主任介護支援専門員研修の修了時</th><th>読み替える字句</th></tr> <tr> <td>平成23年度までに修了した者</td><td>平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td></tr> <tr> <td>平成24年度及び平成25年度に修了した者</td><td>平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td></tr> </table> （新設）	主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句	平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに	平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句												
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに												
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに												
主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句												
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに												
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに												